

## 動物愛護から見えるもの

内閣委員会 専門員

こばやし ひでゆき

小林 秀行

オバマ米国大統領の就任にあたり、ホワイトハウスに居を定めるオバマ家の「ファーストペーパー」騒動は一時期全米から注目を集めた。その際には歴代大統領が愛犬と戯れる姿が紹介されていたり、さらには欧米各国の首脳のパットにまつわる記事が紹介され、社会的にパットの存在感が増した観がある。

我が国では、60年代から数次にわたるペットブームを経て、現在、犬猫に限った飼育数は、ペットフード工業会の平成19年の推計によると、犬約1,200万匹のほか、猫約1,300万匹合計約2,500万匹、犬猫を飼育する世帯は3分の1に上ると言われる一方、その存在は単なる愛玩動物としてではなく、近年の少子高齢化社会における高齢世帯、単身世帯の増加等、家族の一員として重要な位置付けとして考えることが多くなってきた。しかしながら、ペット犬に焦点を当てると、その取り巻く環境には厳しい現実が見えてくる。

ペットに関係する市場は、犬や猫の売買といわれる生体取引を始めとして、ペットフード、リードや衣類などの用品、獣医療、医療保険、トリミングなどの理容、ペットホテル、訓練、さらには墓地供給といった周辺市場も含めると2兆円を優に超えられている。

これらを巡って種々の問題が生じている。供給者としての生産者である一部ブリーダーの無理な飼育・管理による過剰供給、遺伝性疾患、そして販売するペットショップの「商品」としての取扱い、また殺処分問題などである。さらにはペットフードに関しても中国産のペットフードを摂取した犬が死亡した例も報告され、我が国では昨年いわゆるペットフード安全法が成立し、ペットフードの基準・規格の設定、有害物製造販売禁止等が規定された。一方では、飼い主側として購入した犬に対する無責任な管理、遺棄・虐待等の事件が社会的な関心事として報道され、またペット依存症、ペトロスなど凶らずもペットに関係する問題が顕在化している。

動物愛護に関する法制として「動物の愛護及び管理に関する法律」があり、動物愛護管理の基本指針策定、動物所有者・占有者の責務、動物取扱業者の登録制、愛護動物への虐待・遺棄等への罰則、動物愛護の啓蒙活動等が規定されている。また地方公共団体の動物愛護センターなどに引き取られる犬猫は、平成18年度の調査によると約37万匹、そのうち殺処分の対象になったものは犬約11万匹、猫約23万匹計約34万匹に上る。各地方公共団体においても、引取りや殺処分減少を進めるための啓蒙活動を進めているところではある。しかしながら獣医は農林水産省、予防接種は厚生労働省、動物愛護法は環境省とペットを所管する行政庁の諸施策の連携は希薄であり、実効性のある総合的な対策が要請される場所である。

ペット問題の背後には人間社会の構図が透視され、人間と他の生物をも含めた動物の共生社会の在り方が問われている問題ではないかと思えてくるのである。